

議案第10号

多可町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

多可町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成30年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町課設置条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町課設置条例（平成17年多可町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「プロジェクト推進課」を「企画秘書課」に、「産業振興課」を「産業振興
地域振興課」を「財政課」に、「産業振興課」を「産業振興
課」に改め、「会計課」を削る。

第2条総務課の項を次のように改める。

総務課

- (1) 地域自治区及び地域協議会に関すること。
- (2) 地域局に関すること。
- (3) 区長会に関すること。
- (4) 情報政策及び電子計算業務に関すること。
- (5) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (6) 選挙に関すること。
- (7) 統計調査に関すること。
- (8) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (9) 文書及び法規に関すること。
- (10) 他の課の所管に属しないこと。

第2条総務課の項の次に次の2項を加える。

企画秘書課

- (1) 町政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 秘書に関すること。
- (3) 広報、広聴及び地域情報発信に関すること。
- (4) CATVに関すること。
- (5) 地方創生及び地方分権の推進に関すること。
- (6) 地域交通に関すること。
- (7) 広域行政（他課に属するものを除く。）に関すること。

財政課

- (1) 財政に関すること。

- (2) 行財政改革の推進に関する事。
- (3) 財産管理に関する事。
- (4) 庁舎の整備及び管理に関する事。
- (5) 入札及び契約に関する事。

第2条プロジェクト推進課の項及び地域振興課の項を削り、同条定住推進課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を削り、同条税務課の項を次のように改める。

税務課

- (1) 町税賦課徴収に関する事。
- (2) 国民健康保険税賦課徴収に関する事。
- (3) 後期高齢者医療保険料賦課徴収に関する事。
- (4) 介護保険料賦課徴収に関する事。
- (5) 滞納処分に関する事。
- (6) 収納率向上対策に関する事。

第2条生活安全課の項に次の3号を加える。

- (5) 危機管理に関する事。
- (6) 婦人会及び消費者行政に関する事。
- (7) 防災行政無線に関する事。

第2条福祉課の項第3号中「高齢者及び障害」を「高齢者福祉」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 障がい者福祉に関する事。

第2条産業振興課の項の次に次の1項を加える。

商工観光課

- (1) 商工業の振興及び観光交流の推進に関する事。
- (2) 特産品の開発に関する事。
- (3) 企業誘致に関する事。
- (4) 村づくり事業に関する事。
- (5) 杉原紙研究所に関する事。
- (6) 地域交流施設の管理運営に関する事。
- (7) 国際交流及び市町村交流に関する事。

第2条会計課の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(多可町議会委員会条例の一部改正)

2 多可町議会委員会条例（平成17年多可町条例第203号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「プロジェクト推進課、地域振興課」を「企画秘書課、財政課」に改め、同条第2号中「産業振興課」の次に「商工観光課」を加える。

(多可町産業振興対策審議会条例の一部改正)

3 多可町産業振興対策審議会条例（平成17年多可町条例第168号）の一部を次のように改正する。

第8条中「地域振興課」を「商工担当課」に改める。

(多可町総合計画審議会設置条例の一部改正)

4 多可町総合計画審議会設置条例（平成18年多可町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「プロジェクト推進課」を「総合計画担当課」に改める。

多可町課設置条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(課等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、多可町に次の課を設置する。</p> <p>総務課</p> <p><u>プロジェクト推進課</u></p> <p><u>地域振興課</u></p> <p>定住推進課</p> <p>生涯学習課</p> <p>税務課</p> <p>住民課</p> <p>生活安全課</p> <p>健康課</p> <p>福祉課</p> <p>産業振興課</p> <p>建設課</p> <p>上下水道課</p> <p><u>会計課</u></p>	<p>(課等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、多可町に次の課を設置する。</p> <p>総務課</p> <p><u>企画秘書課</u></p> <p><u>財政課</u></p> <p>定住推進課</p> <p>生涯学習課</p> <p>税務課</p> <p>住民課</p> <p>生活安全課</p> <p>健康課</p> <p>福祉課</p> <p>産業振興課</p> <p><u>商工観光課</u></p> <p>建設課</p> <p>上下水道課</p>

現 行	改 正
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>総務課</u></p> <p>(1) <u>総務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>秘書に関すること。</u></p> <p>(3) <u>財政に関すること。</u></p> <p>(4) <u>管財に関すること。</u></p> <p>(5) <u>広報広聴に関すること。</u></p> <p>(6) <u>CATVに関すること。</u></p> <p>(7) <u>行財政改革に関すること。</u></p> <p><u>プロジェクト推進課</u></p> <p>(1) <u>行政企画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公的施設等改革に関すること。</u></p> <p>(3) <u>電子行政推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>地域情報に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他町長特命に関すること。</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>総務課</u></p> <p>(1) <u>地域自治区及び地域協議会に関すること。</u></p> <p>(2) <u>地域局に関すること。</u></p> <p>(3) <u>区長会に関すること。</u></p> <p>(4) <u>情報政策及び電子計算業務に関すること。</u></p> <p>(5) <u>職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</u></p> <p>(6) <u>選挙に関すること。</u></p> <p>(7) <u>統計調査に関すること。</u></p> <p>(8) <u>情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。</u></p> <p>(9) <u>文書及び法規に関すること。</u></p> <p>(10) <u>他の課の所管に属しないこと。</u></p> <p><u>企画秘書課</u></p> <p>(1) <u>町政の総合企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>秘書に関すること。</u></p> <p>(3) <u>広報、広聴及び地域情報発信に関すること。</u></p> <p>(4) <u>CATVに関すること。</u></p> <p>(5) <u>地方創生及び地方分権の推進に関すること。</u></p> <p>(6) <u>地域交通に関すること。</u></p>

現 行	改 正
<p>地域振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>まちづくり推進に関すること。</u> (2) <u>地域交通に関すること。</u> (3) <u>加美区の地方行政事務に関すること。</u> (4) <u>八千代区の地方行政事務に関すること。</u> (5) <u>杉原紙研究所に関すること。</u> (6) <u>商工業振興に関すること。</u> (7) <u>企業立地に関すること。</u> (8) <u>観光に関すること。</u> (9) <u>その他町長の特命に関すること。</u> <p>定住推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>庁舎等建設に関すること。</u> (2) <u>移住及び定住に関すること。</u> (3) <u>公営住宅管理に関すること。</u> (4) <u>住宅建築及び耐震に関すること。</u> (5) <u>空き家に関すること。</u> (6) <u>その他町長の特命に関すること。</u> <p>生涯学習課 (略)</p> <p>税務課</p>	<p>(7) <u>広域行政（他課に属するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>財政課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>財政に関すること。</u> (2) <u>行財政改革の推進に関すること。</u> (3) <u>財産管理に関すること。</u> (4) <u>庁舎の整備及び管理に関すること。</u> (5) <u>入札及び契約に関すること。</u> <p>定住推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>移住及び定住に関すること。</u> (2) <u>公営住宅管理に関すること。</u> (3) <u>住宅建築及び耐震に関すること。</u> (4) <u>空き家に関すること。</u> <p>生涯学習課 (略)</p> <p>税務課</p>

現 行	改 正
<p>(1) <u>住民税等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>固定資産税に関すること。</u></p> <p>(3) <u>軽自動車税に関すること。</u></p> <p>(4) 国民健康保険税賦課徴収に関すること。</p> <p>(5) 後期高齢者医療保険料賦課徴収に関すること。</p> <p>(6) 介護保険料賦課徴収に関すること。</p> <p>(7) <u>滞納収納に関すること。</u></p> <p>(8) <u>滞納処分に関すること。</u></p> <p>(9) <u>収納率向上対策に関すること。</u></p> <p>住民課 (略)</p> <p>生活安全課</p> <p>(1) 消防・防災に関すること。</p> <p>(2) 防犯に関すること。</p> <p>(3) 生活安全に関すること。</p> <p>(4) 公害及び環境に関すること。</p> <p>健康課 (略)</p> <p>福祉課</p>	<p>(1) <u>町税賦課徴収に関すること。</u></p> <p>(2) 国民健康保険税賦課徴収に関すること。</p> <p>(3) 後期高齢者医療保険料賦課徴収に関すること。</p> <p>(4) 介護保険料賦課徴収に関すること。</p> <p>(5) <u>滞納処分に関すること。</u></p> <p>(6) <u>収納率向上対策に関すること。</u></p> <p>住民課 (略)</p> <p>生活安全課</p> <p>(1) 消防・防災に関すること。</p> <p>(2) 防犯に関すること。</p> <p>(3) 生活安全に関すること。</p> <p>(4) 公害及び環境に関すること。</p> <p>(5) <u>危機管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>婦人会及び消費者行政に関すること。</u></p> <p>(7) <u>防災行政無線に関すること。</u></p> <p>健康課 (略)</p> <p>福祉課</p>

現 行	改 正
<p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉に関すること。</p> <p>(3) <u>高齢者及び障害</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>介護保険</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>地域包括支援センター</u>に関すること。</p> <p>産業振興課 (略)</p> <p>建設課～上下水道課 (略)</p> <p>会計課</p> <p>(1) <u>収納</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>歳入事務</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>歳出事務</u>に関すること。</p>	<p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉に関すること。</p> <p>(3) <u>高齢者福祉</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>障がい者福祉</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>介護保険</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>地域包括支援センター</u>に関すること。</p> <p>産業振興課 (略)</p> <p>商工観光課</p> <p>(1) <u>商工業の振興及び観光交流の推進</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>特産品の開発</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>企業誘致</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>村づくり事業</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>杉原紙研究所</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>地域交流施設の管理運営</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>国際交流及び市町村交流</u>に関すること。</p> <p>建設課～上下水道課 (略)</p>

多可町議会委員会条例の新旧対照表

(附則第2項)

現 行	改 正
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 7人</p> <p>総務課、<u>プロジェクト推進課</u>、<u>地域振興課</u>、生涯学習課、税務課、会計課、公平委員会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員の所管に関する事務及び他の常任委員会の所管に属さない事務</p> <p>(2) 生活環境常任委員会 7人</p> <p>定住推進課、住民課、生活安全課、健康課、福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、農業委員会の所管に関する事務</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 7人</p> <p>総務課、<u>企画秘書課</u>、<u>財政課</u>、生涯学習課、税務課、会計課、公平委員会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員の所管に関する事務及び他の常任委員会の所管に属さない事務</p> <p>(2) 生活環境常任委員会 7人</p> <p>定住推進課、住民課、生活安全課、健康課、福祉課、産業振興課、<u>商工観光課</u>、建設課、上下水道課、農業委員会の所管に関する事務</p>

多可町産業振興対策審議会条例の新旧対照表

(附則第3項)

現 行	改 正
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>地域振興課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>商工担当課</u>において処理する。</p>

多可町総合計画審議会設置条例の新旧対照表

(附則第4項)

現 行	改 正
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>プロジェクト推進課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>総合計画担当課</u> において処理する。